

職員の給与の男女差異の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 21 条に基づき、職員の給与の男女の差異を公表するところですが、当組合については、情報公表の対象者が少ないことにより、特定の職員の給与が推測し得る場合として判断し、公表しないこととします。